

# 社会福祉法人羽陽の里評議員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人羽陽の里（以下「法人」という。）定款第8条並びに第21条の規定に基づき、評議員及び役員の報酬に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規程において、役員とは理事及び監事をいう。

2 報酬等とは報酬及び費用弁償をいう。

(評議員の報酬)

第3条 この法人の評議員の報酬は、評議員会に出席した場合、費用弁償を含み一回5,000円とし、全評議員の報酬総額は、各会計年度につき定款第8条に定める金額以内とする。

(役員の報酬)

第4条 この法人の役員の報酬は、理事会及び評議員会等に出席した場合、費用弁償を含み一回5,000円とする。

2 この法人の役員の報酬総額は、各会計年度につき20万円以内とする。

(旅費の支給)

第5条 評議員及び役員に対し、研修及び必要な外部主催会議等に赴く場合、旅費を支給する。

2 旅費の支給及び計算等に関し必要な事項は、法人の旅費規程に基づく。

(準用)

第6条 評議員選任・解任委員会委員の報酬等は、この規程を準用する。

(適用除外)

第7条 法人の職員が、その現に有する身分を保有したまま理事及び評議員選任・解任委員会委員に就任した場合は、この規程を適用しないものとする。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を得て行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。